

宇土市中小企業振興基本条例をここに公布する。

平成26年3月4日

宇土市長 元 松 茂 樹

## 宇土市条例第6号

### 宇土市中小企業振興基本条例

#### (目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、市、中小企業者及び市民の役割を定めることにより、中小企業の健全な発展を促進し、もって市民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

#### (基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重し、国、県その他関係機関との連携の下、中小企業者、市及び市民が一体となって、環境との調和に配慮することを基本理念として総合的に推進されなければならない。

#### (基本方針)

第4条 第1条に規定する目的を達成するため、前条に規定する基本理念に基づく基本的な考え方を次に掲げるとおり定める。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化及び経営の健全な発展に寄与するものであること。
- (2) 中小企業の振興に関する情報の収集及び提供に寄与するものであること。
- (3) 中小企業の資金調達を円滑にする情報を開示するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中小企業の振興に必要と認められるものであること。

#### (市の責務)

第5条 市は、社会経済情勢の変化に適切に対応し、国、県その他関係機関と連携し、又は協力し、必要に応じてこれらの者に対する施策の充実及び改善の要請に努めるとともに、市民の理解と協力を得ながら、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 市が発注する工事、委託業務又は物品の購入に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業の受注機会の増大に努めること。
- (2) 中小企業が製造し、又は加工した物品及び中小企業が提供する役務の利用の増進に努めること。
- (3) 中小企業の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。

#### (中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 地域の生活環境との調和に貢献し、消費者への安全で安心な製品又は役務の提供をすること。
- (2) 市産品の利活用、商工団体等への加入等により、地域に貢献すること。

(3) 経営基盤を強化し、及び従業員の福利厚生を増進を図ること。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。